

# 主な議案の概要

## ○令和3年度熊本市一般会計補正予算 総額 102億1,185万円

<主な内容>

- 公共施設長寿命化等基金積立金…………… 20億円
- 住民税非課税世帯等臨時特別支援事業…………… 17億6,060万円
- 営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費…………… 7億9,038万円
- 保育士等処遇改善事業…………… 5億9,700万円
- 畜産クラスター事業…………… 3億8,600万円
- 新型コロナウイルス感染症対策経費…………… 2億5,700万円
- 失業者就業支援事業…………… 2億2,100万円

## ○令和4年度熊本市一般会計予算 総額 3,791億円

<主な新規事業の内容>

- 広域観光連携事業…………… 2億5,000万円
- 飲食店食べ歩き1億円キャッシュバック事業…………… 1億3,300万円
- 森の都推進経費…………… 1億1,590万円
- 医療的ケア児保育支援事業…………… 7,390万円
- 新規就農者育成総合対策事業…………… 6,000万円
- 高校等進学支援経費…………… 4,840万円
- 公用車EV化環境整備事業…………… 4,270万円
- 物産品等販路開拓支援事業…………… 4,000万円
- 記念館開館準備経費…………… 3,320万円
- 産婦健康診査事業…………… 3,300万円
- 関連企業誘致交通影響調査経費…………… 3,000万円

- …総務費 ●…民生費 ○…商工費 ●…農林水産業費
- …衛生費 ●…土木費 ●…教養費

## ○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)の施行に伴い、関係条例の整備をするため。

<制定内容>

次に掲げる条例につき、株式会社日本政策金融公庫等が行う年金担保貸付事業の廃止に伴い、退隠料等の給付を受ける権利を担保に供することに係る規定の整備を行う。

- (1) 熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例(大正14年告示第25号)
- (2) 熊本市職員共済組合条例(昭和30年条例第27号)
- (3) 熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和35年条例第17号)
- (4) 熊本市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)

<施行日>

令和4年(2022年)4月1日

## ○熊本市公民館条例の一部改正について

公民館の会議室等における使用時間区分の見直しに伴うため。

<改正内容>

公民館の会議室、料理実習室及びホール並びに冷暖房設備の使用について、午前、午後又は夜間の使用に加え、1時間単位による使用を可能とする。

<施行日>

令和4年(2022年)10月1日等

	施設使用料	冷暖房設備使用料
	1時間単位 (1時間までごとに)	1時間単位 (1時間までごとに)
大会議室	440円	70円
中会議室	300円	50円
小会議室	140円	40円
料理実習室	500円	50円
ホール	670円	240円

## ○市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

市立総合ビジネス専門学校の課程の見直し等に伴い、関係条例の整備をするため。

<制定内容>

1 熊本市立総合ビジネス専門学校条例(平成2年条例第44号)の一部改正

- (1) 一般課程(夜間)の廃止
- (2) 科目等履修生及び聴講生を受講対象者とするに伴う受講料等の新設等
- (3) 専門課程における生徒として入学しようとする者に係る入学考査料等の改定

対象者	区分	金額
科目等履修生	入学料	3,000円
	受講料	1単位につき10,000円
聴講生	受講料	1単位につき10,000円

区分	現行	改訂後
入学考査料	4,800円	5,200円
入学料	30,000円	58,000円

(4) 市立高等学校の在校生が科目等履修生又は聴講生となる場合における受講料等の減免に係る規定の新設

2 熊本市立高等学校条例(昭和39年条例第40号)の一部改正

学科の改編に伴う規定の整備等

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日等

## ○熊本市立野外教育施設条例の一部改正について

熊本市立金峰山少年自然の家の設置目的に市民に自然に親しむ体験の機会を提供することを加えるとともに、同施設に指定管理者制度を導入する等のため。

<改正内容>

1 題名及び施設名の変更

- (1) 題名  
【変更前】熊本市立野外教育施設条例  
【変更後】熊本市立金峰山自然の家条例
- (2) 施設名  
【変更前】熊本市立金峰山少年自然の家  
【変更後】熊本市立金峰山自然の家

- 2 設置目的として市民に自然に親しむ体験の機会を提供することを追加
- 3 指定管理者制度の導入に係る規定の追加  
(1) 指定管理者の指定の手続等  
(2) 指定管理者が行う業務  
(3) 利用料金制度に係る規定  
(4) 協定の締結、指定の取消し等に係る損害賠償及び秘密保持義務等
- 4 使用料の設定

使用区分	使用時間	使用者	使用料
宿泊室	午後1時から 翌日の午前10時まで	一般	1人1泊 1,400円
		大学生・高校生	1人1泊 900円
		中学生以下	1人1泊 700円
テントサイト	午前11時から 翌日の午前10時まで	一般	1人1泊 1,000円
		大学生・高校生	1人1泊 600円
		中学生以下	1人1泊 500円
日帰り	午前11時から 午後9時まで	一般	1人 500円
		大学生・高校生	1人 300円
		中学生以下	1人 250円

※中学生以下で本市内の小学校又は中学校に通学する者及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として金峰山自然の家を使用する場合における使用料並びに小学校就学の始期に達するまでの者の使用料は、無料

<施行日>

令和7年(2025年)4月1日等

## ○熊本市奨学金条例の一部改正について

経済的理由により修学が困難な者に対し、高校等進学支援金を支給するため。

<改正内容>

経済的理由により修学が困難な者であって高等学校等への入学を許可されたものに対し、高校等進学支援金(1人につき40,000円)を支給することとする。

<施行日>

令和4年(2022年)4月1日

## ○熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市優待証(さくらカード)の交付に係る手数料を廃止するため。

<改正内容>

熊本市優待証(さくらカード)を熊本市おでかけICカードに統合することに伴い、熊本市優待証(さくらカード)の交付に係る手数料(1件につき300円)を廃止する。

<施行日>

令和4年(2022年)4月1日

## ○熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部改正について

自転車の安全利用を促進するための各主体の責務の追加、市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備に関する規定の追加、自転車損害賠償保険等への加入促進に関する規定の追加等を行うため。

<改正内容>

- 1 自転車の安全利用を促進するための各主体の責務の追加  
(1) 自転車の利用者等の責務  
ア 自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用すること。  
イ 道路交通法等の規定により備えるべき前照灯及び尾灯又は後方への反射器材に加え、自転車の両側面方向への反射器材を装備すること。  
(2) 保護者等の責務  
ア その保護する者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うこと。  
イ その保護する者に対し、夜間に自転車を利用する場合においては、適切に前照灯等の点灯及び反射器材の装備をさせること。  
(3) 学校の長の責務  
ア 在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導の実施に努めること。  
イ 当該学校の教職員に対し自転車の交通安全教育に必要な知識を習得させるために必要な研修の機会を提供することその他の取組の実施に努めること。  
(4) 事業者の責務  
自転車通勤、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めること。  
(5) 自転車貸付業者の責務  
自転車の貸出しに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めること。  
(6) 自動車及び原動機付自転車の運転者の責務  
自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めること。
- 2 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備に関する規定の追加  
(1) 交通安全教育の推進  
(2) 自転車利用環境の整備  
(3) 自主的な取組を行う市民への支援
- 3 自転車損害賠償保険等への加入促進に関する規定の追加  
(1) 自転車の利用者等は、自転車損害賠償保険等の種類に応じ、それに加入し、又は加入するよう努めなければならない。  
(2) 自転車小売業者、事業者及び自転車貸付業者は、自転車損害賠償保険等に係る加入の確認及び情報の提供に努めるものとする。  
(3) 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償保険等に関する啓発及び情報の提供に努めなければならない。  
(4) 市は、賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等に係る加入促進の啓発を行うものとする。

<施行日>

令和4年(2022年)10月1日